

# 兵庫県公報

平成24年11月30日 金曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 青少年愛護条例に基づく医薬品等の指定（青少年課）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第1523号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第22条第1項第6号の規定に基づき、指定医薬品等として次のものを指定し、平成24年12月14日から施行する。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

種別または含有成分	指 定 理 由
薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定したもの。	これらの薬物は、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物であり、青少年が不健全な目的、方法をもって使用することは、心身に著しい害を及ぼすため、その健全な育成を阻害するものと認められる。